

## 臨時福祉給付金支給事業について

### 1 趣旨

平成 27 年度臨時福祉給付金支給要領（平成 27 年 4 月 13 日付け社援発 0413 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、消費税率引き上げの影響を踏まえ、暫定的・臨時的な措置として低所得の住民に対し、「臨時福祉給付金」を支給する。

### 2 事業概要

#### (1) 支給対象者

基準日現在で西東京市に住民登録があり、市民税（均等割）が課税されていない者。ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養等、生活保護の被保護者等を除く。

#### (2) 基準日

平成 27 年 1 月 1 日

#### (3) 支給金額

支給対象者 1 人につき 6,000 円

#### (4) 対象者数の見込み

28,000 人程度

#### (5) 受付期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 12 月 28 日まで

#### (6) 支給方法

支給要件に該当すると見込まれる住民（以下「支給見込対象者」という。）に申請書を送付し、支給見込対象者が原則として郵送により申請する。市が申請に基づく支給の可否について審査し、支給する。

### 3 スケジュール

7月下旬	支給見込対象者へ申請書を送付（郵送）
8月～12月	申請受付 田無庁舎 2階 202・203 会議室
8月～9月	申請受付 保谷庁舎 1階 多目的スペース
10月中旬	第1回支給（以降、随時支給）

### 4 予算額

2億 2,116 万 4 千円

【問い合わせ先】 健康福祉部 生活福祉課（TEL：042-497-4976）